

総社商工会議所会報

2023

3月

Topics

- 1 オンラインショップ「ふるっと総社」販売開始!
- 2 会議所女性会主催 2023年刺激セミナー開催

〒719-1131 岡山県総社市中央6丁目9-108
 電話(0866)92-1122 IP電話 050 3540-9133 FAX(0866)93-9699

総社商工会議所 検索 <https://soja-cci.sakura.ne.jp/cci/>



HP

Twitter

オンライン上でいつでも視聴!

総社商工会議所

WEBセミナー

セミナーの視聴にはIDとパスワードが必要です。ご視聴をご希望の方は総社商工会議所までご連絡ください。ホームページのバナーまたは下記QRコードよりご覧いただけます。



《サイトイメージ》



(注) デザイン缶付きは「パンわーと総社 焼き菓子詰め合わせセット」のみとなります。

サイトQR

今年3月 リニューアルオープン
 実証実験を通じて運営上の改善点やノウハウの集積を図り、本格運用に向けてプラットフォームアップを重ね、この度いよいよ3月にリニューアルオープンする運びとなりました。

リニューアルにあたり、「ふるっと総社」の魅力を溢れる商品をより広く、より多くの方々に知っていただきたい」との

想いからショップ名を一新し、「ふるっと総社」と「ふるっと総社」とネーミングいたしました。また、サイト全体のデザインやレイアウトについても、より見やすく、親しみやすいサイトとなるよう改善を図りました。

新オンラインショップでは実証実験時に比べ参加店舗も増え、商品設定もより選べるように追求し、様々な商品ラインナップと価格帯を設定しました。カテゴリー別には食品販売関係より10店舗、衣料品関係より2店舗、また、パンわーと総社事業に参画しているパン・ケーキ店8店舗が参加し、それぞれの事業者から納品される商品を、当商工会議所ならではの組み合わせにより3,000円〜17,000円(税込)の10種類のセットをそろえて販売いたします。商品の組み合わせはお菓子食べくらべセットやコーヒー飲みくらべセットなどの他に、オリジナル制作したデザイン缶に詰め合わせた「パンわーと総社焼き菓子詰め合わせセット」も販売いたします。

「ふるっと総社」も販売いたします。どの商品も、ご家庭で楽しんでいただけるのももちろん、友人・知人への贈答用など幅広いシーンでご活用いただけます。

InstagramやFacebookなどのSNSを通じて商品やサイトの最新情報を広く発信していきますので、ぜひチェックしてみてください。



撥水ストレッチジーンズセット(カステラ・マスクングテープ付き) 16,000円(税込)



お菓子食べくらべセット 5,000円(税込)

オンラインショップ「ふるっと総社」販売開始!

当商工会議所地域特産品オリジナルセット10種類を販売

実証実験の実施

ふるっと総社の特徴

今年10月1日スタート

インボイス制度を徹底解説

去る1月19日(木)、総社商工会館401会議室において、当商工会議所・総社青色申告会の共催で、講師に倉敷税務署より国税調査官 別府慶二氏を迎え、「インボイス制度説明会・登録申請相談会」を開催しました。

説明会には会員・一般の方を含め24名が参加され、別府氏より今年10月1日から始まる消費税インボイス制度(適格請求書等保存方式)の概要、制度開始に向けての注意事項、登録申請書の書き方、最新の支援措置について分かりやすく解説がありました。説明会終了後には会議所職員も同席し、インボイスの登録を希望する方の登録申請を行いました。



真剣に話を聞く受講者

インボイス制度支援措置(引用:財務省)

小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることができます(事前の届出不要)

対象になる方	免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)
対象となる期間	令和5年10月1日~令和8年9月30日を含む課税期間 個人事業者は、令和5年10~12月の申告から令和8年分の申告まで対象
事例	売上700万円(税額70万円) サービス業 経費150万円(税額15万円)
実額計算の場合	70万円 - 15万円 = 55万円
簡易課税の場合	70万円 - 35万円 = 35万円 70万円 × 50% (サービス業のみなし仕入率)
特例の場合	70万円 × 2割 = 14万円

中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

対象になる方 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下または1年前の上半期(個人は1~6月)の課税売上が5千万円以下の方

対象となる期間 令和5年10月1日~令和11年9月30日

すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?

4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者が、無担保・無保証人でご利用できる制度

小規模事業者経営改善資金

マル経融資

こんな時にご利用ください

- 運転資金** 仕入資金、掛金・手形決済資金、給与・ボーナスの支払い、諸経費等の支払い
- 設備資金** 店舗・工場改装、営業車両購入、機械・設備・什器等の購入

*審査の結果、ご希望に添えない場合もございます。

	通常枠	新型コロナウイルス対策マル経融資 (2023年3月末日まで)
融資限度額	2,000万円	別枠 1,000万円
返済期間	運転資金 7年以内(据置期間1年) 設備資金 10年以内(据置期間2年)	運転資金 20年以内(据置期間5年) 設備資金 20年以内(据置期間5年)
融資対象	以下のすべての要件を満たす方 ●従業員20人以下(宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主 ●商工会議所の経営・金融指導を受けて事業改善に取り組んでいる ●最近1年以上、同一会議所の地区内で事業を行っている ●商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる ●税金(所得税、法人税、事業税、住民税等)を完納している ●6ヶ月以上、当商工会議所の経営指導を受けている。	左記に加え新型コロナウイルス感染症の影響を受けるもので次の要件を満たすもの ●最近1か月の売上高または過去6か月(最近1か月を含む)の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少またはこれと同様の状況にある小規模事業者。
融資利率	1.18% (2023年2月20日現在)	左記より、当初3年間0.9%引下げ 1.18% → 0.28% (2023年2月20日現在)

